住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（１世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和３年１月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

１世帯あたり10万円

給付金の支給時期

交野市が確認書(または申請書)を受理した日から2～３週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

Ⅰ．住民税非課税世帯

世帯全員の令和３年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

Ⅱ．家計急変世帯

感染症の影響で令和３年１月以降の収入が減少し**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯

※Ⅰの対象外世帯のみ

確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和３年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期限：令和４年９月３０日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

※交野市：給付金推進室に直接問い合わせ、またはホームページから書類をダウンロードしてください。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

Ⅰ　令和３年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和３年１月１日以前から交野市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、交野市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。　**返信期限：令和4年5月25日（水）**
- 中身を確認して、交野市に**返信してください**。

【確認事項】　①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
③住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないこと

世帯の中に、令和３年１月２日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に下記の交野市窓口に、郵送でご提出ください。

Ⅱ　新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和３年１月以降の任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は市区町村ごとに異なります。）

【住民税非課税相当となる収入、所得額の目安（給与収入の場合）】

扶養している親族の状況	非課税相当限度額（収入額ベース）	非課税相当限度額（所得額ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円	206.0万円
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年者の場合	204.3万円	135.0万円

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる書類等の添付書類とともに下記の交野市窓口に、郵送でご提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ・書類の提出先

交野市役所/臨時特別給付金推進室

☎**0120-092-191**

受付時間　平日 9:00～17:30 (土・日・祝日を除く)

【郵送提出先】
〒576-8790　交野市私部1丁目1番1号
臨時特別給付金推進室
※新型コロナウイルスの密による感染を避けるため、原則、郵送での提出としています。